

小倉駅JAMビジョン 料金表等

【1. JAMビジョン】

〔概要〕 ※現在仮設ビジョンで対応しております。

装置：三菱電機製オーロラビジョンLEDシステム（6mmピッチ）

画面サイズ：189型（縦2,304mm×横4,224mm）

設置場所：床面から画面中央部まで約5.8m

放映時間：午前7：00～午後10：00（1日15時間）

※なお、午後9：00以降は周辺環境への配慮により消音となります。

※イベントスペース「JAM広場」と隣接した設備である都合上、催事・式典等に伴い、音量調整を行なうことがあります。

〔放映プラン〕 ※金額はすべて税別

A. 15秒スポット（30秒の場合は倍額となります）

期間	放映料	放映回数	1回単価
1週間プラン	90,000円	300回	300円
1ヶ月プラン	200,000円	1,000回	200円
1年間プラン	1,800,000円	12,000回	150円

・15秒スポットCM素材については、画像（静止画3点まで）にナレーションとBGMを挿入する、簡易素材制作も承ります。詳しくは当協会・委託事業者へお尋ねください。

B. お試し放映（3日間集中投下）

期間	放映料	放映回数
3日間集中	50,000円	150回

C. 時間貸切

時間	放映料
1時間まで	50,000円
2時間まで	90,000円
3時間まで	120,000円
4時間まで	140,000円

・時間貸切の時間は最長で4時間までとなります。また、放映内容等によりオペレート料が発生する場合があります。

D. 尺物（番組・VP・SP・パブリシティ等）

期間	3分	5分	10分
1週間	150,000円	225,000円	350,000円
1ヶ月	200,000円	300,000円	425,000円

・尺物（放映素材の時間が長い物）については、3分・5分・10分を基本とします。

- ・基本放映回数は1日あたり2回となります。

E. その他

上記放映プランの他、JAMビジョンの放映のご希望等、当協会・委託事業者へお気軽にご相談ください。

【2. JAMビジョン枠面広告】

JAMビジョンの枠面についても広告を行なうことができます。詳しくは当協会・委託事業者へお尋ねください。

【キャンセル料】

申込完了後、使用者の都合によるキャンセルには、次のキャンセル料を申し受けます。

放映日の6日前～前日	放映開始当日～放映期間中
25%	100%

- ・使用申込書による使用が想定される金額に対する割合。

小倉駅JAMビジョン 使用規則

【1. 基本事項】

- (1) JR小倉駅3階の南北公共通路における大型映像装置「JAMビジョン」については、公益財団法人北九州観光コンベンション協会（以下「当協会」）が管理しております。ご使用の際は、本使用規則をご確認の上お申込みください。なお、使用申込書をご提出いただいた時点で、本使用規則にご了承いただいたものといたします。
- (2) JAMビジョンの放映管理や営業対応等については「株式会社ジェイコム九州」（以下「委託事業者」）に委託しています。

【2. 放映に関する制限】

- (1) 次のような素材はJAMビジョンで放映できません。
 - ①医療/医薬品/医薬部外品/化粧品などの広告で、医師法・医療法・薬事法などに抵触する恐れのあるもの。このほか、法令等により放映を禁止されているもの。
 - ②風俗営業（パチンコ、麻雀、キャバレー等）や、権利関係・取引の実態が不明瞭な業種（マルチ商法・霊感商法など）。
 - ③通行者、公衆に不快の念を与える表現、広告主が明らかでなく責任の所在が不明なもの

など、広告表現上、不相当と認められるもの。

- ④公序良俗に反するもの、児童・青少年の人格形成や習慣に悪影響を及ぼすもの等、社会通念上放映出来ないと認められるもの。
- ⑤政治的、思想的意図のあるものや寄付募集、宗教活動、暴力団等の特殊な結社団体に関わるもの（公職選挙法等で認められていたものを除く）
- ⑥他の媒体（テレビ放送、PRビデオ、CM等）のために制作された素材であり、著作権等の権利関係が処理されていないもの。
- ⑦その他、当協会が不相当とみとめるもの。

(2) 次のような場合、JAMビジョンの使用について、放映の取消や中止をさせていただきます。（その際の損害保険等は、ご使用者側でご負担いただきます。）

- ①使用申込書の内容と異なる放映を行なった場合。
- ②本使用規則に反した場合。
- ③使用権利を第三者に譲渡あるいは転貸した場合。
- ④放映素材の入稿期限を守れなかった場合。
- ⑤その他、当協会及び委託事業者の指示に従わなかった場合。

(3) JAMビジョンは午後9時から午後10時までの1時間、周辺環境への配慮により、音量を消音します。

【3. 申込方法等について】

(1) 受付期間

JAMビジョンの予約は利用の1年前から受付しております。詳しくは当協会・委託事業者へお尋ねください。

(2) 仮予約

事前にお電話などで空き状況等をご確認ください。お電話などにて「仮予約」として承ります。仮予約後、すみやかに以下の使用申込書等を提出してください。なお、所定の期日までに使用申込書等の提出の無い場合は、予約を無効とさせていただきます。

〔ご提出いただく書類等〕

- ①使用申込書…放映開始を希望する2週間前までにご提出ください。なお、著作権処理を行なったこと使用申込書にて確認させていただきます。
- ②放映する素材媒体等…放映開始を希望する1週間前までにご提出ください。なお、内容については考査を行ないます。

(3) 予約の確定

使用申込書等の内容を審査した上で予約の確定をいたします。内容によってはお申込みをお断りする場合があります。

(4) 料金のお支払等について

個人の新規申込に関しては、使用日の1週間前までに所定の金融機関へ使用料のご入金をお願いいたします（代理店を除く）。使用料以外に発生した費用等がありましたら、別途請求致しますので、ご請求後2週間以内に所定の金融機関へご入金ください。詳しくは当協会・委託事業者へお尋ねください。

【4. 広告媒体相互の関連について】

(1)「JAMビジョン」や、隣接する「JAM広場」及び「JAM広告媒体（バナーサイン、ポスターサイン、電照看板）」等の広告媒体は全て独立した媒体であり、各々広告媒体が類似した場合等に発生したトラブル等は、一切の責任を負いません。ご使用者側にて対処していただきます。

(2)「JAM広場」と隣接した設備である都合上、催事・式典等に伴い、音量調整を行なうことがあります。また、「JAM広場」の催事に伴い、JAMビジョンの一部が見えにくくなる場合があります。予めご了承ください。

【5. 免責事項等】

(1) JAMビジョンの放映内容・広告内容における第三者とのトラブルについては、ご使用者側にて対処いたします。

(2) JAMビジョンの機器類のトラブル、また天災地変など不測の事故や災害、または臨時ニュース等により、ご使用者の責によらずJAMビジョンの契約放映回数を満たさなかった場合は、放映日時・回数の変更等により対応させていただきます。なお同様の理由によって、ご使用者側で発生する損害についての補償はいたしません。